

○ 改正児童扶養手当法(平成22年8月施行)の施行3年後検討規定に基づき、社会保障審議会児童部会に専門委員会を設置して検討を行う。

H22.
8

改正児童扶養手当法施行 →父子家庭に支給対象を拡大

・検討規定(附則第5条)

施行後3年を目途として、ひとり親家庭に対する支援施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

附帯決議

(主な事項)

- ・DV被害者等に対する児童扶養手当支給の制度運営のあり方
 - ・公的年金と児童扶養手当の併給調整のあり方
 - ・児童扶養手当の5年経過後の一部支給停止規定の運用改善
 - ・ひとり親家庭の父又は母の就労支援策の推進
 - ・保育サービスの量的整備など子育て支援策の推進
 - ・児童扶養手当制度全般の検討
- 等

ひとり親世帯の現状

平成23年度母子世帯等調査(24年9月公表)

- ・推計世帯数:母子約124万、父子約22万。
- ・生別が多数(母子約9割、父子約8割)
- ・就業率は高いものの、パート・アルバイト等の比率が高い(母子5割、父子1割)
- ・低い就労年収(母子181万円、父子360万円)
- ・養育費の取決め率4割・受給率2割(母子)等

~ H25.3

政省令の改正・予算措置等による制度改善の実施

- 【就業支援】 高等技能訓練促進費の当初予算化 等
- 【子育て・生活支援】 学習支援ボランティア事業の創設 等
- 【養育費確保】 民法等の改正・面会交流支援事業の創設 等
- 【経済的支援】 DV被害者・5年経過後一部支給停止に関する児童扶養手当に関する運用改善 等

関係者からの意見・提言

(主な関係者)

- ・自治体(都道府県・市)
- ・母子自立支援員・母子生活支援施設 等
- ・当事者(母子寡婦団体)

H25.3

母子父子家庭就業支援特別措置法(議員立法)施行

- ・雇用機会の拡大、母子福祉団体等の受注機会の増大等

政府内の指摘

- ・行政評価
- ・地方分権改革 等

H25.5

ひとり親家庭の支援施策の在り方に関する検討 →**社会保障審議会児童部会に専門委員会を設置**

~

検討結果

H25.8

~

検討結果を踏まえた必要な措置の実施

専門委員会での検討内容等

【検討の方向性】

改正児童扶養手当法附則第5条を踏まえ、「ひとり親家庭の生活の安定・自立促進」、「ひとり親家庭の児童の福祉の増進」を検討の観点とする。

【検討内容】

1. ひとり親家庭への支援全体(実施体制)に関する事項
2. 各支援策のあり方に関する事項
 - ① 就業支援
 - ② 子育て・生活支援
 - ③ 養育費確保支援
 - ④ 経済的支援